

目次

Y-CV-3rd-★上告状20220801.....	2
----------------------------	---

上告理由書兼上告受理申立理由書

令和4年8月1日

最高裁判所 御中

上告人（控訴人）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

今井豊(昭和36年3月9日生) 電話・FAX 0278-72-5353

被上告人（被控訴人）

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

國 同代表者 法務大臣 古川 穎久

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 2,000円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和4年(ネ)第653号慰謝料請求控訴事件について、令和4年7月28日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服なので、上告と上告受理を申し立てる。

第1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 上告及び上告受理申立の趣旨

両申立とも、原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 上告の理由及び上告受理申立の理由

1 虚偽表示無効

原判決は以下のとおり結論している。 (判決書5頁以下)

「第3 当裁判所の判断 1 当裁判所も、本件請求②ないし⑤に係る訴えはいずれも不適法であり、本件請求①は理由がないと判断するものであり、その理由は、以下のとおり原判決を修正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」(以下「原判決第3」という。)の1ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。 (中略)

結論 以上によれば、本件請求②ないし⑤に係る訴えをいずれも却下し、本件請求①を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。」
しかしながら、

事実として、理由欄は結論であって理由ではない。 用語相違。

「理由」とは、社会通念上、判断根拠のことである。

よって事実として、根拠が無いのに結論している。 不可能な矛盾。

■このように、事実として訴えを無視している。 つまり、無根の心証のみ。

無根の心証だけで「特段の事情」を否定しているが、そもそも結論が不可能である。 矛盾ないし虚偽。

訴状 3 頁「当該告訴内容の重大性」以下に列挙した蓋然性を全て無視している。 その根拠が無い。

其々が極めて当り前の状況証拠であり、これらを全て否定できなければ殺人の嫌疑は晴れない。

それなのに、それらを全て無視して証拠が無いとしているが、虚偽である。

これによって不正な不起訴処分を更に隠蔽し、(正当職務行為である以上は、)反射的利得だから国賠法上の原告適格が無いとしている。

なお、本件請求②ないし⑤については、これらのあまりにも当り前のことと無視した判決が繰り返されていることから、その再発予防策として敢えて掲げ直したものであるが、尚も無視している。

適法か否かの問題ではなく、判定されなければ意味が無い。 そう書いて有る(控訴状 2 頁以下)。

■一審二審とも、職権濫用による実質的な司法拒絶である。 (事実審が未済)

●合理的根拠が無いから職権濫用であり、正当職務行為ではない。

この当り前の訴えを更に無視する狂気!!!

全機関共通の堂々巡り。 繰り返される狂気!!! これでは永久に裁判にならない。

(控訴状 3 頁) ●訴えを無視しては裁判になり得ない点(手続的無効性) 司法拒絶

合理的根拠が無い故に職権濫用による隠蔽だと具体的に摘示しているのに、その判定が全く無い。

訴えの無視(形式面)も合理的根拠の欠如(内容面)も、どちらも致命的瑕疵なのに、まして両方である。

■訴えを無視する狂気は私限りの非人扱いに他ならない。 (控訴状 2 頁)

原判決の動機は、包囲網としての迫害であり、私限りの非人扱い、つまり「特段の事情」である。

なぜなら、いずれも裁判所として有り得ない、致命的な瑕疵だからである。

A 規定の理由に該当する。

一審判決に合理的根拠が無いとする控訴理由を、更に合理的根拠無く無視した点は、論理矛盾であり、理由不備(民訴法 312 条 2 項六号)であり、裁判目的を逸脱しており、程度問題として、甚だしく不合理な不公正判決であり、私への公然たる非人扱いなので、実質的に、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害であり、これは憲法の解釈の誤りその他憲法の違反(民訴法 312 条 1 項)に他ないので、上告理由に当る。

同時に、被告の誠実な訴訟追行義務(民訴法 2、民訴規則 53,79,80 条)違反や甚だしい信義則(民法第 1 条 2)違反や公序良俗違反(民法 90 条)を看過しており、特に、著しい経験則違反による自由心証主義(民訴法 247 条)違反が多数有り、極めて重大な訴訟ルール違反なので、総じて公正な裁判所(民訴法 2 条)違反であり、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法であり、法令の解釈に関する重要な事

項(民訴法 318 条 1)なので、上告受理申立理由に当る。

以上により、上告と上告受理を同時に申し立てる。

★纏めると、隠蔽が摘発不可能な司法制度でなければ、両申立のいずれかには必ず該当する筈である。

B 規定の理由に関らず、職責として無視できない司法拒絶である

三審制は保証されていないが、裁判を受ける権利は保証されている。後者の侵害を訴えている。

★事実審の実質未済を訴えている以上は、「規定の理由に当らない」では片手落ちである。

またそもそも、「該当しない」、「認められない」理由も無い。
どこがどのように?

最高裁には、終審裁判所(憲法 81 条)の使命とともに、1 裁判所としての事案解明責任が有る。

法律審の原則を隠れ蓑に、例外を看過し使命を放棄することは、許されない白痴化である。

そもそも最高裁が上告理由を限定している趣旨は、上告事件を絞り込んで捌く為であるが、それはその一審二審の事実認定が概ね適正に行われる前提であるが、本件はその前提の未充足を訴えている。

これを無視すれば、実質的な事実審が未済のまま、不法行為が隠蔽される。(100%の予見可能性)

★憲法 81 条の終審裁判所には、このような場合の事実審の役割も含まれている。

そうでなければ隠蔽は摘発不可能となるが、そんな国家は有り得ない。

★隠蔽(重大な事実誤認)は常に法律審の問題でもある。

2 以上とのおり、原判決には理由が無く、誤った認定なので、取り消されるべきである。

第 4 上告理由及び上告受理申立理由の補足

(控訴状 2 頁以下「第 4 原判決の瑕疵の摘示」)

●請求の趣旨 3 当該事件について殺人の疑いを持たぬことは不可能である点

訴状 3 頁「当該告訴内容の重大性」以下に列挙した蓋然性を全て無視している。 その根拠が無い。

①警視総監宛の回答期限付きの被害届が無視された。 明白な法令違反 1/100000000

②その一ヶ月後の回答期限当日に叔母が変死した。 1/10000

この二つが偶然に重なる確率は天文学的に低いから、殺人に相違ない。

第 5 違反(適用)法令 (控訴状 3 頁)

既述の通り、訴えの無視の違反法令は多数有るが、中でも特に、自由心証主義の濫用である。

自由心証にも常に合理性が不可欠であるのに、合理的根拠が全く無い。

なお違反箇所は控訴状全体になるので適示を省く。

・民事訴訟法 247 条「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」

第 6 附属書類 副本 7 通

以上